

会議録要旨

会 議 名	第 6 回 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
会議日時・場所	平成 24 年 2 月 27 日 (月) 15:00 ~ 16:50 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室
出 席 者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 相坂正一 泉谷 清 高橋 修 松尾重喜 雪下 章 山口裕美 高橋英志 藤本恵美子 石垣周一 大水亜希子 事務局 桑山政策調整課長 広中主査 溝主査 粟野主任 傍聴 4 名

1 開会	
委員長	それでは会議を始めます。始めに事務局から前回のワークショップの報告があります。
事務局	2月7日に開催したワークショップの結果概要について、皆様に本日配布しているところですが、市のホームページでも公開しております。ワークショップ開催後に市民の方から次回のワークショップに参加したいと意見をいただいております。
2 住民投票制度について	
委員長	本日の住民投票制度は、住民参加・住民協働といった、ある面において、まちづくり基本条例で重要な部分であります。ところが、住民投票制度は法律上の問題もあることから制度を議論する前に地方自治法などの勉強をする必要があることから、事務局から説明を受けて皆さんから質問を受けます。では、事務局から説明願います。
事務局	- 資料「住民投票制度」により説明 -
委員長	只今、事務局より説明がありました住民投票制度について、皆さんから質問等を受けたいと思います。 住民投票を住民の 1 / 6 で請求できる奥州市などの常設型と個別案件ごとに別に条例を定める名寄市などの非常設型の違いはどこなのか。
事務局	常設型は、まちづくり条例において住民投票の実施要件を定め、例えば奥州市であれば、1 / 6 以上の連署による請求があった場合、その代表者が市長に対し住民投票の実施を請求するもの。非常設型は、住民投票を実施するために、その案件に係る住民投票条例の制定を請求することができることについてまちづくり条例に規定をし、自治法の規定に従い、住民の 1 / 5 0 以上の連署により市長に対し条例制定を請求することが出来るが、条例の制定については議会の議決を要するというもの。条例の制定を請求する非常設型と異なり、直接住民投票の実施を請求することを規定したものが常設型。 住民投票の常設型・非常設型の前に、まちづくり条例に住民投票を盛り込むべきか、盛り込まないべきかを議論し、その後に勉強会を行ってはどうか。
委員長	これからの部会、さらには部会後の委員会で議論をすることになります。 制度の必要性を議論してから勉強会に入るべきではないか。
委員長	では、事務局から制度について説明を受けたところですが、住民投票の必要性など意見を伺います。 住民投票制度の主旨は何か。首長選挙、議会議員選挙があり、民意を議会で諮っているなかで、あえて住民投票制度を作る意義はどこか。
事務局	地方自治法では議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を確認するために規定されており、条例を定めることで住民投票の実施に法的根拠を持たせることができます。

	<p>市民協働・参画の意味から4年に1度の首長や議員選挙ではなく、制度により市民の意思を示すチャンスを作っておいた方が良いのではないかと。ただし、実施にあたっては投票制度の簡素化も必要なのではないかと。</p>
	<p>住民投票制度をまちづくり条例に盛り込む意義はなにか。</p>
委員長	<p>まちづくり条例は市の憲法ともいわれる条例で、そのまちのまちづくりの基本的な方針を定めるものであることから、常設型・非常設型の違いはあっても、住民による自治の有効な手段である住民投票制度を盛り込むことは必要と考える。</p>
	<p>非常設型だと条例のなかでのメッセージ性ではないかと。</p>
委員長	<p>非常設型の場合は、1/50以上で実施を請求することが出来るが、実施にあたっては議会の議決、議会の判断を要することになるため、常設型とは違いメッセージ性に近いと考えられる。只今、委員の皆さんから条例に盛り込むことは必要とした意見が多くありました。これらの意見、事務局からの説明などを受け、常設型とするのか非常設型とするのか等を部会で審議願います。</p>
	<p>住民投票は最後の手段とすべきである。選挙や投票ではなく、住民の協働によるまちづくりが重要である。</p>
	<p>陳情と住民投票の違いは何か。</p>
事務局	<p>陳情は住民などが要望を議会に提出し、議会で採択、不採択、継続審議などを審議し、採択されると行政へ要望をおこなうもの。住民投票は個別案件ごとの投票で住民の意思を示す行為となっています。議会での採択は、議会という機関の機関意思の決定と考えられる。</p>
	<p>まちづくり条例の総則で、住民投票制度の目的をはっきりさせるべきでは。住民と議会で意思が乖離することも考えられることから、住民投票制度は大事である。</p>
	<p>住民投票の結果の効果について、どのようになっているのか。他市の例、留萌市の場合は「市民の意思を反映」、登別市は「意思を確認」となっており、その他の市では「結果について尊重する」となっているが、これらの効果の違いはどこか。</p>
事務局	<p>住民投票の結果については、議会制民主主義が大前提であるため法的な拘束力を持たせるのは困難と考えられます。他市の例で投票結果の書きぶりが異なっているのは、条例の作り手の思いによる書きぶりの違いと推察され、法的な拘束力に差異はないと思われれます。</p>
委員長	<p>南幌町では、合併是非を問う住民投票を行った際、条例制定を請求できる1/50を超える1/3程の連署が集まり、投票を実施した。投票の結果、合併反対が賛成を上回ったにもかかわらず、合併推進を図りたい町長は、結果に反して合併の実施を議会に合併を諮った。ところが、議会は住民投票結果を重く受け止め、合併案を否決した。</p>
	<p>こうした例のように、住民投票結果の効力に法的拘束力はなく、最終判断は議会での議決事項となるが、まちづくり条例で「結果を尊重する」等の定めは必要ではないかと。</p>
	<p>住民投票の結果に法的な拘束力はなくとも、投票結果で、その是非がはっきり分かれた場合、住民の意思の表明として議会へプレッシャーを与えることとなる。ただし、僅差の場合に問題が生じることもありえる。</p>
委員長	<p>今後のA部会で、「常設か非常設か」、「常設の場合に1/50以上とするのか、年齢を何歳以上とするのか、定住外国人の取り扱い」、「結果の反映、尊重をどのように規定するか」などを議論いただきたい。そして、A部会の議論結果を再度、委員会で議論したい。</p>
	<p>これから部会で常設型とするのか、それとも非常設型とするのかを選択していくことは重いのではないかと。</p>
委員長	<p>今日の事務局からの説明による委員の皆さんの意見、前回の委員長メモから論点を整理し、委員会で部会へ付託します。部会ではそうした点を含め議論いただいた後、委員会へ報告してもらい議論します。</p>
	<p>非常設型とした場合、案件毎に投票条例を定めることとなるが、行政事務方の事務に手間</p>

を要しないか。

事務局 条例で規定する内容は住民投票の手続きに関するもので、非常に定型的な規定で政策上のアイデアを考えなければならないものではないことから、煩雑な事務とはならないものと考えられます。また、案件が変わったとしても手続き部分は変わりようがないので、手間がかかるとは思われません。

住民投票となる事案が想定できないが、事案に関係なく常設型のように住民投票実施条件が一律で1 / 以上となるのが良いのか疑問がある。案件によって投票資格者が変わってもよいのではないか。

ブーケスも住民投票のひとつである。しかし、制度を実施していく中で見直しを行っていることから、住民投票制度についても4～5年の期間で見直し、作り上げることが必要ではないか。

委員長 まちづくり条例の中で「見直し、検討」といった項目を入れ、その中で期間を定めたい。

住民投票制度は、まちづくりにおいて大きなポイントになるため、「なぜ、必要なのか」をしっかり議論すべき。恵庭市で具体的に何が住民投票の対象となるのか、住民投票制度は民意を示す最終手段であるため、しっかりとした議論が必要と考える。

首長や議会と市民の意思に乖離があるというのは問題である。住民投票制度を定めるにあたっては、常設型の場合に1 / 以上とするのが課題となる。民意を案件毎に諮るためには、案件毎に1 / 以上と出来るよう非常設型としたほうが良いのではないか。

委員長 全ての委員より意見をいただいた。当初の予定では第7回の委員会で住民投票を協議することとしていたが、本日の出された意見などをもとにA部会で協議願います。

3 その他

委員長 各委員の資料について、これから部会での協議や委員会において資料等が増えてくるため以前も提案していたが、委員毎の資料をファイリングできるよう事務局で準備願います。

次回の委員会は3月29日(木)午後3時より行います。

市の条例は、どこで閲覧できるのか。

事務局 市役所総務課の情報公開コーナー、市ホームページで閲覧できます。

委員長 これをもちまして、第6回の市民委員会を終了します。

